

任意予防接種の費用を 一部助成しています



予防接種法に基づかない任意予防接種は、被接種者が医師と相談のうえ接種するかどうかを判断して接種するもので、接種費用は全額自己負担となります。

斑鳩町では、感染症の発生及びまん延を防止するため、下記の任意予防接種の費用を一部助成しています。B型肝炎及び水痘予防接種がやむを得ず定期接種として受けられなかった場合についても費用助成がありますので、接種する場合はぜひこの制度をご利用ください。

予防接種名	予防できる病気	対象年齢	接種間隔	助成回数	助成金額
おたふくかぜ	おたふくかぜ	生後12か月～ 小学校就学前（年長児）まで	2～4年の間隔 （日本小児科学会は1歳と小学校入学前1年間を推奨しています）	2回	接種に要した費用の1/2 （上限3,000円/回）
B型肝炎	B型肝炎	生後12か月～36か月まで	4週間隔で2回、さらに1回目の接種から20～24週後に1回	3回	接種に要した費用の1/2 （上限3,000円/回）
水痘	みずぼうそう	生後36か月～ 小学校就学前（年長児）まで ※ただし水痘ワクチンを2回接種していない幼児		1回	接種に要した費用の1/2 （上限5,000円/回）
インフルエンザ	インフルエンザ	生後6か月～小学校6年生まで	2～4週間隔で2回	2回	1回につき 上限2,000円
		中学3年生に相当する年齢の人 高校3年生に相当する年齢の人 妊娠中の人		1回	

受け方

- 医療機関で事前に予約をして接種してください。
- 接種の際には必ず母子健康手帳をお持ちください。

申請及び請求方法

- 医療機関で接種後、**接種日から3か月以内**に保健センターで交付申請及び請求の手続きをしてください。（インフルエンザは、令和7年10月1日～令和8年1月31日までです。詳しくは、広報・ホームページでご確認ください。）
- 手続きに必要なもの…ワクチン接種を証明する領収書・母子健康手帳・振込先がわかるもの

予防接種による健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。この予防接種は、任意（希望者のみ）の予防接種のため、重大な健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。

斑鳩町保健センター
（生き生きプラザ斑鳩内）

電話 0745-70-0001
FAX 0745-74-0903
受付時間：8:30～17:15（土曜・日曜日、祝日を除く）